

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行（令和3年版）	改定後（令和6年版）	改定理由
6 既製杭工	6 既製杭工	
	7 基礎工	新規追加
	8 場所杭工	新規追加
	9 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	新規追加
7 下層路盤（歩道、簡易舗装を含む）	10 下層路盤（歩道、簡易舗装を含む）	新規追加工種（7～9）による繰上げ
8 上層路盤	11 上層路盤	新規追加工種（7～9）による繰上げ
9 アスファルト安定処理路盤	12 アスファルト安定処理路盤	新規追加工種（7～9）による繰上げ
10 セメント安定処理路盤	13 セメント安定処理路盤	新規追加工種（7～9）による繰上げ
11 アスファルト舗装（歩道、簡易舗装を含む）	14 アスファルト舗装（歩道、簡易舗装を含む）	新規追加工種（7～9）による繰上げ
12 転圧コンクリート	15 転圧コンクリート	新規追加工種（7～9）による繰上げ
13 グースアスファルト舗装	16 グースアスファルト舗装	新規追加工種（7～9）による繰上げ
14 路床安定処理工	17 路床安定処理工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
15 表層安定処理工（表層混合処理）	18 表層安定処理工（表層混合処理）	新規追加工種（7～9）による繰上げ
16 固結工	19 固結工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
17 アンカー工	20 アンカー工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
18 補強土壁工	21 補強土壁工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
19 吹付工	22 吹付工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
20 現場吹付法枠工	23 現場吹付法枠工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
21 河川土工	24 河川土工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
22 海岸土工	25 海岸土工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
23 砂防土工	26 砂防土工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
24 道路土工	27 道路土工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
25 捨石工	28 捨石工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
26 コンクリートダム（高さ15m以上の砂防堰堤を含む）	29 コンクリートダム（高さ15m以上の砂防堰堤を含む）	新規追加工種（7～9）による繰上げ
27 覆工コンクリート（NATM）	30 覆工コンクリート（NATM）	新規追加工種（7～9）による繰上げ
28 吹付けコンクリート（NATM）	31 吹付けコンクリート（NATM）	新規追加工種（7～9）による繰上げ
29 ロックボルト（NATM）	32 ロックボルト（NATM）	新規追加工種（7～9）による繰上げ
30 路上再生路盤工	33 路上再生路盤工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
31 路上表層再生工	34 路上表層再生工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
32 排水性舗装工・透水性舗装工	35 排水性舗装工・透水性舗装工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
33 プラント再生舗装工	36 プラント再生舗装工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
34 工場製作工（鋼橋用鋼材）	37 工場製作工（鋼橋用鋼材）	新規追加工種（7～9）による繰上げ
35 ガス切断工	38 ガス切断工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
36 溶接工	39 溶接工	新規追加工種（7～9）による繰上げ
37. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	新規追加工種（7～9）による繰上げ
	41. 鉄筋挿入工	新規追加
38. 置換工（碎石）（構造物基礎部の場合）	42. 置換工（碎石）（構造物基礎部の場合）	新規追加工種（7～9,41）による繰上げ
39. 置換工（土砂）（構造物基礎部の場合）	43. 置換工（土砂）（構造物基礎部の場合）	新規追加工種（7～9,41）による繰上げ
40. 石積（張）工	44. 石積（張）工	新規追加工種（7～9,41）による繰上げ
41. 橋梁耐震補強工（落橋防止装置）溶接工	45. 橋梁耐震補強工（落橋防止装置）溶接工	新規追加工種（7～9,41）による繰上げ
42. 橋梁耐震補強工（落橋防止装置）	46. 橋梁耐震補強工（落橋防止装置）	新規追加工種（7～9,41）による繰上げ

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行 (令和3年版)								改定後 (令和6年版)								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験時期・頻度	概要	試験場所の区分	適用基準
1セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JISA1102 JISA5005 JISA5011-1~4 JISA5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P199~200	1セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JISA1102 JISA5005 JISA5011-1~5 JISA5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P199~200	2020年制定規格の追加
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110 JISA5005 JISA5011-1~4 JISA5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JISA5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JISA5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JISA5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JISA5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JISA5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JISA5021 (コンクリート用再生骨材H)	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P47,P52,P199~200				JISA5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JISA5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JISA5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JISA5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JISA5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JISA5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JISA5021 (コンクリート用再生骨材H)	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P47,P52,P199~200	2020年制定規格の追加				
			ポルトランドセメントの化学分析	JISR5202	JISR5210 (ポルトランドセメント) JISR5211 (高炉セメント) JISR5212 (シリカセメント) JISR5213 (フライアッシュセメント) JISR5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	/	ウ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P42,P197				セメントの化学分析	JISR5202	JISR5210 (ポルトランドセメント) JISR5211 (高炉セメント) JISR5212 (シリカセメント) JISR5213 (フライアッシュセメント) JISR5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上	/	ウ	
								セメントの水和熱測定	JISR5203	JISR5210 (ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	ウ			新規追加					
								セメントの蛍光X線分析方法	JISR5204	JISR5210 (ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	ウ			新規追加					
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <b>仕様書</b>	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	訂正		
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P216	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 <b>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。</b>	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P216	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき品質管理を実施する場合同要領によることを追記。			
		テストハンマーによる強度推定調査	JSC-E-G504-2013	設計基準強度	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。また、再調査の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	イ	[2018年制定]コンクリート標準示方書規定編(土木学会規準) P364  「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」			テストハンマーによる強度推定調査	JSC-E-G504-2013	設計基準強度	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。また、再調査の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	イ	[2018年制定]コンクリート標準示方書規定編(土木学会規準) P364  「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類の試験・頻度の記載の追加				

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行（令和3年版）									改定後（令和6年版）									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験場所の区分	適用基準
4プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	1回/月以上（塩化物量の多い砂の場合1回以上/週）	試験成績表による。	ウ		4プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <b>仕様書</b>	原則0.3kg/m3以下	1回/月以上（塩化物量の多い砂の場合1回以上/週）	試験成績表による。	ウ		訂正
			骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JISA1102 JISA5005 JISA5011-1～4 JISA5021	JISA5364 JISA5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	試験成績表による。	ウ		2020制定規格の追加										
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110 JISA5005 JISA5011-1～4 JISA5021	JISA5364 JISA5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JISA5005（砕砂及び砕石） JISA5011-1（高炉スラグ骨材） JISA5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JISA5011-3（銅スラグ細骨材） JISA5011-4（電気炉酸化スラグ細骨材） JISA5021（コンクリート用再生骨材H）	ウ		JIS名称変更にもなう 2020制定規格の追加										
			骨材の微粒分量試験	JISA1103 JISA5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂1回/週以上）	試験成績表による。	ウ		骨材の微粒分量試験について、コンクリート標準示方書に沿った改定を実施していたが、一部改定できていなかったため、1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）と同様とする。										
7下層路盤（歩道、簡易舗装を含む）	材料	必須	コンクリート用混和材・化学混和剤	JISA6201 JISA6202 JISA6204 JISA6206 JISA6207	JISA6201（フライアッシュ） JISA6202（膨張材） JISA6204（化学混和剤） JISA6206（高炉スラグ微粉末） JISA6207（シリカフェーム）	1回/月以上 ただし、JISA6202（膨張材）は1回/3ヶ月以上、 JISA6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	ウ		7基礎工	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数 写真撮影は、製品の規格毎に撮影。※有害な角欠け・ひび割れが製品にないことを写真で確認するための全側面の撮影は不要。	イ		訂正（記載欄ずれ）	
			7場所杭工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	イ			道路橋示方書・同解説下部構造IV編平成29年11月P456～P458	新規追加						
			8場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による。	孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	イ			杭基礎施工便覧令和2年9月P316	新規追加						
9アスファルト安定処理路盤	材料	必須	製品の微粒分量試験	JISA1103 JISA5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂1回/週以上）	試験成績表による。	ウ		9既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による。	泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する	イ	道路橋示方書・同解説下部構造IV編平成29年11月P502	新規追加	
			7下層路盤	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。	中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	イ			道路橋示方書・同解説下部構造IV編平成29年11月P456～P458	新規追加						
8上層路盤	材料	必須	製品の微粒分量試験	JISA1103 JISA5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂1回/週以上）	試験成績表による。	ウ		10下層路盤（歩道、簡易舗装を含む）	施工	必須	製品の微粒分量試験	JISA1103 JISA5005	粗骨材 砕石3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）	試験成績表による。	ウ		諸基準類の改定にもなう 誤植
9アスファルト安定処理路盤	材料	必須	製品の微粒分量試験	JISA1103 JISA5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂1回/週以上）	試験成績表による。	ウ		11上層路盤			新規追加工種（7～9）による繰上げ							
10セメント安定処理路盤	材料	必須	製品の微粒分量試験	JISA1103 JISA5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂1回/週以上）	試験成績表による。	ウ		12アスファルト安定処理路盤			新規追加工種（7～9）による繰上げ							
11上層路盤	材料	必須	製品の微粒分量試験	JISA1103 JISA5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	1回/月以上及び産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂1回/週以上）	試験成績表による。	ウ		13セメント安定処理路盤			新規追加工種（7～9）による繰上げ							

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行（令和3年版）									改定後（令和6年版）									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要		試験場所の区分	適用基準
11 アスファルト舗装（歩道、簡易舗装を含む）	材料	必須	ファイラーの粒度試験	JISA5008	便覧・表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	エ センター で行う	舗装施工便覧平成18年2月P35,250～251	14 アスファルト舗装（歩道、簡易舗装を含む）	材料	必須	ファイラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JISA5008	便覧・表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	エ センター で行う	舗装施工便覧平成18年2月P35,250～251	新規追加工種（7～9）による繰上げ JIS A 5008の箇所のみ加算
			ファイラーの水分試験	JISA5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P35,250～251				JIS A 5008の箇所のみ加算							
プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251	粒度（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため				
				75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251				試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため								
				75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251	粒度（75μmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため				

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行（令和3年版）									改定後（令和6年版）									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要		試験場所の区分	適用基準
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250~251				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250~251	試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	イ	舗装施工便覧平成18年2月P110,263	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	イ	舗装施工便覧平成18年2月P110,263	
12	転圧コンクリート	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	ウ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P95,P202  [2014年制定]舗装標準示方書コンクリート舗装編P213,214,262	15	転圧コンクリート	製造（プラント） (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	ウ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P95,P202  [2014年制定]舗装標準示方書コンクリート舗装編P213,214,262	新規追加工種（7~9）による繰上げ
13	グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JISA5008	便覧・表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	エ センター で行う	舗装施工便覧平成18年2月P35,250~251	16	グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JISA5008	便覧・表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	エ センター で行う	舗装施工便覧平成18年2月P35,250~251	新規追加工種（7~9）による繰上げ  JISA5008の箇所のみ加筆
			フィラーの水分試験	JISA5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P35,250~251				フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JISA5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P35,250~251	ISA5008の箇所のみ加筆

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行 (令和3年版)									改定後 (令和6年版)									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要		試験場所の区分	適用基準
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250~251	プラント	必須	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250~251	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250~251			試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため								
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250~251			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250~251	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、(再)転圧を行うものとする。	イ	RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)平成8年8月	17 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、(再)転圧を行うものとする。	イ	RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)平成8年8月	新規追加工種(7~9)による繰上げ 誤植

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行 (令和3年版)								改定後 (令和6年版)								改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験時期・頻度	概要	試験場所の区分	適用基準	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		イ	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領平成31年3月P38」による					または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		イ	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領平成31年3月P38」による	誤植	
		その他	平板載荷試験	JISA1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	イ	道路土工盛土指針平成22年4月P220			その他	平板載荷試験	JISA1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	イ	道路土工盛土指針平成22年4月P220	誤植	
15	表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	イ	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	18	表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	イ	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	新規追加工種(7~9)による繰上げ 誤植	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		イ	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領平成31年3月P38」による					または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		イ	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領平成31年3月P38」による	誤植	
16	固結工									19	固結工										新規追加工種(7~9)による繰上げ
17	アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JISR5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	イ	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説平成24年5月P96	20	アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JISCE-F521-2018	10~18秒Pレポート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	イ	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説平成24年5月P96	試験基準の記載にともなう	
18	補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JISA1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JISA1210) C・D・E法)。 ただし、JISA1210C・D・E法の管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	イ	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル平成26年8月P250 道路土工盛土指針平成22年4月P218~222 道路土工擁壁工指針平成24年7月P2	21	補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JISA1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JISA1210) C・D・E法)。 または、設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	イ	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル平成26年8月P250 道路土工盛土指針平成22年4月P218~222 道路土工擁壁工指針平成24年7月P2	試験基準の記載にともなう	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の97%以上締固め試験(JISA1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JISA1210) C・D・E法)。 ただし、JISA1210C・D・E法の管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を標準とする。管理単位の間は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	イ	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル平成26年8月P250					または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の97%以上締固め試験(JISA1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JISA1210) C・D・E法)。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を標準とする。管理単位の間は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	イ	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル平成26年8月P250	試験基準の記載にともなう			

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行（令和3年版）								改定後（令和6年版）								改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験時期・頻度	摘要	試験場所の区分	適用基準	
19吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JISA1102 JISA5005 JISA5011-1~4 JISA5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P199~200 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57,P71	22吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JISA1102 JISA5005 JISA5011-1~5 JISA5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P199~200 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57,P71	新規追加工種(7~9)による繰上げ 2020制定規格の追加	
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110 JISA5005 JISA5011-1~4 JISA5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JISA5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JISA5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JISA5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JISA5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JISA5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JISA5021(コンクリート用再生骨材H)	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P47,P52,P199~200 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57,P71				2020制定規格の追加								
20現場吹付法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	23現場吹付法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	訂正	
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110 JISA5005 JISA5011-1~4 JISA5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JISA5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JISA5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JISA5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JISA5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JISA5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JISA5021(コンクリート用再生骨材H)	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P47,P52,P199~200 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57,P71				2020制定規格の追加								
21河川土工			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	24河川土工			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	新規追加工種(7~9)による繰上げ	
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110 JISA5005 JISA5011-1~4 JISA5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JISA5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JISA5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JISA5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JISA5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JISA5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JISA5021(コンクリート用再生骨材H)	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P47,P52,P199~200 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会P57,P71				2020制定規格の追加								
22海岸土工										25海岸土工											新規追加工種(7~9)による繰上げ



品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行（令和3年版）									改定後（令和6年版）									改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要		試験場所の区分	適用基準
23砂防土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	イ	河川土工マニュアルP267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	26砂防土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	イ	河川土工マニュアルP267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	新規追加工種（7～9）による繰上げ 誤植
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1.盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	イ	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領平成31年3月P38」による	誤植											
24道路土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JISA1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JISA1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JISA1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E法）。 ただし、JISA1210C・D・E法の管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用する。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	ア または イ	道路土工-盛土工指針平成22年4月P218～222	27道路土工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JISA1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JISA1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JISA1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	ア または イ	道路土工-盛土工指針平成22年4月P218～222	新規追加工種（7～9）による繰上げ 試験基準の記載にともなう 誤字 トラフィカビリティー→トラフィカビリティー		
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点 ただし、JISA1210C・D・E法の管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用する。 または、設計図書による。	イ	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)平成8年8月	試験基準の記載にともなう 誤字 トラフィカビリティー→トラフィカビリティー												

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行（令和3年版）									改定後（令和6年版）												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験場所の区分	適用基準	改定理由	
25捨石工										28捨石工											新規追加工種（7～9）による繰上げ
26コンクリートダム（高さ15m以上の砂防堰堤を含む）	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110 JISA5005 JISA5011-1～4 JISA5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JISA5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JISA5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JISA5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JISA5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JISA5021（コンクリート用再生骨材H）	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P47,P52,P199～200 [2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編P47,48	29コンクリートダム（高さ15m以上の砂防堰堤を含む）	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110 JISA5005 JISA5011-1～5 JISA5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JISA5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JISA5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JISA5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JISA5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JISA5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JISA5021（コンクリート用再生骨材H）	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P47,P52,P199～200 [2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編P47,48	新規追加工種（7～9）による繰上げ 2020年制定規格の追加	
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <b>仕様書</b>	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	訂正				
		単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」（「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県県土整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。	イ	「レディミキストコンクリートの品質確保について」（平成16年3月8日事務連絡）	単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」（平成16年3月8日事務連絡）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	イ	「レディミキストコンクリートの品質確保について」（平成16年3月8日事務連絡）	訂正								
	その他	コンクリートのブリーディング試験	JISA1123	設計図書による	1回1ヶ当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	イ				その他	コンクリートのブリーディング試験	JISA1123	設計図書による	1回1ヶ当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	イ					規格名称と整合	
27覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JISA1102 JISA5005 JISA5011-1～4 JISA5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JISA5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JISA5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JISA5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JISA5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JISA5021（コンクリート用再生骨材H）	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P199～200	30覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JISA1102 JISA5005 JISA5011-1～5 JISA5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JISA5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JISA5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JISA5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JISA5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JISA5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JISA5021（コンクリート用再生骨材H）	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P199～200	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P47,P52,P199～200	新規追加工種（7～9）による繰上げ 2020年制定規格の追加
		骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110 JISA5005 JISA5011-1～4 JISA5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JISA5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JISA5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JISA5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JISA5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JISA5021（コンクリート用再生骨材H）	1回以上センターで行う	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P47,P52,P199～200													[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P47,P52,P199～200

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行（令和3年版）									改定後（令和6年版）									改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要		試験場所の区分	適用基準	
施工	必須	単位水量測定	「レディーミックスコンクリートの品質確保について」(「レディーミックスコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合は：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	イ	「レディーミックスコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミックスコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合は：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※重要構造物とは、鳥取県土木整備部土木工事監督基準に示す構造物とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	イ	「レディーミックスコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)	訂正			
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。	イ		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	訂正					
施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	イ	[2018年制定]コンクリート標準示方書規程編(土木学会規程) P364 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	イ	[2018年制定]コンクリート標準示方書規程編(土木学会規程) P364 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	調査箇所数の明確化			
28吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	31吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。	イ	[2017年制定]コンクリート標準示方書施工編P203	新規追加工種(7～9)による繰上げ 訂正	
29ロックボルト(NATM)										32ロックボルト(NATM)											新規追加工種(7～9)による繰上げ
30路上再生路盤工										33路上再生路盤工											新規追加工種(7～9)による繰上げ
31路上表層再生工										34路上表層再生工											新規追加工種(7～9)による繰上げ
32排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの粒度試験	JISA5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100以上のもの	エ	舗装施工便覧平成18年2月P250～251,34	35排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JISA5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100以上のもの	エ	舗装施工便覧平成18年2月P250～251,34	新規追加工種(7～9)による繰上げ JISA5008の箇所のみ加筆	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行（令和3年版）									改定後（令和6年版）									改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要		試験場所の区分	適用基準	
			フィルターの水分試験	JISA5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能となる工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P250～251,35				フィルターの水分試験	JISA5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能となる工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P250～251,35	JISA5008の箇所のみ加筆	
	プラント	必須	粒度（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能となる工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251		プラント	必須	粒度（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能となる工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251	試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
			粒度（75μmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能となる工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251				粒度（75μmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能となる工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251	試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能となる工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能となる工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	ウ	舗装施工便覧平成18年2月P263,250～251	試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
33	プラント再生舗装工									36	プラント再生舗装工										新規追加工種（7～9）による繰上げ

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

現行（令和3年版）									改定後（令和6年版）									改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験場所の区分	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験場所の区分	適用基準		
34工場製作工（鋼橋用鋼材）										37工場製作工（鋼橋用鋼材）											新規追加工種（7～9）による繰上げ	
35ガス切断工										38ガス切断工											新規追加工種（7～9）による繰上げ	
36溶接工										39溶接工											新規追加工種（7～9）による繰上げ	
37中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の湿潤密度試験	JISG0191	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	ア		40中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の湿潤密度試験	JISA1225	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	ア			新規追加工種（7～9）による繰上げ 誤植	
										41鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時			イ			新規追加
													定着材のフロー値試験	JSCF-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	イ			新規追加	
													圧縮強度試験	JISA1108		設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	ウ 30%以上 センター で行う			新規追加
											その他		外観検査（芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時			イ			新規追加
											施工	必須	引抜き試験（受入れ試験）	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。			イ			新規追加
											その他		引抜き試験（適合性試験）	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。			イ			新規追加
38置換工（砕石）（構造物基礎部の場合）										42置換工（砕石）（構造物基礎部の場合）											新規追加工種（7～9,41）による繰上げ	
39置換工（土砂）（構造物基礎部の場合）										43置換工（土砂）（構造物基礎部の場合）											新規追加工種（7～9,41）による繰上げ	
40石積（張）工										44石積（張）工											新規追加工種（7～9,41）による繰上げ	
41橋梁耐震補強工（落橋防止装置）溶接工										45橋梁耐震補強工（落橋防止装置）溶接工											新規追加工種（7～9,41）による繰上げ	
42橋梁耐震補強工（落橋防止装置）										46橋梁耐震補強工（落橋防止装置）											新規追加工種（7～9,41）による繰上げ	